

自己申告書

令和 年 月 日

私どもは、この求人申込みの時点において、滋賀職業能力開発促進センターにおける求人不受理の対象となる求人不受理の対象のいずれにも該当いたしません。

事業所名 _____

事業所所在地 _____

代表者名 _____ (印)

- 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『改正職業安定法（求人不受理）について』（LL020330首01（この冊子の末尾に記載のもの））により確認し、理解しました。

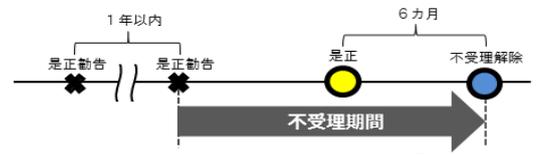
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にし点（「✓」）を記入してください。
なお、平成28年3月以降に以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、滋賀職業能力開発促進センターにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

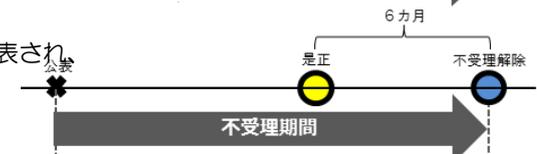
(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



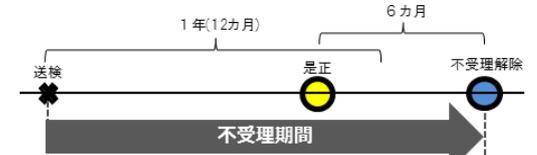
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

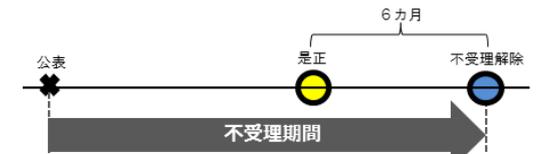
- a 当該違反行為を是正していない。
 b 送検後1年(12カ月)が経過していない。
 c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 職業安定法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

(1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表(※)され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



※ 職業安定法第48条の3第3項、労働施策総合推進法第33条第2項、男女雇用機会均等法第30条又は育児・介護休業法第56条の2の規定による公表

3. 項目1及び項目2共通

(1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、

- ①労働基準監督署による是正勧告、
②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。

4. その他の不受理事由

- a 暴力団員(※)に該当する。
 b 法人の場合、役員に暴力団員がいる。
 c 暴力団員が自身(又は法人)の事業活動を支配している。

※ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

5. その他（求人不受理のためのチェック項目ではありませんが、ご確認ください）

職業紹介事業者は、同盟罷業（ストライキ）又は作業所閉鎖（ロックアウト）が行われている事業所に対して職業紹介を行ってはならないこととされていますので、該当する場合は、チェックをお願いします。

- 事業所において、同盟罷業又は作業所閉鎖が行われている。